

議 事 録

議 長 ただいまから、令和6年4月定例農業委員会を開会させていただきます。
まず、はじめに、携帯電話につきまして、会議中電源をお切りになるかマナーモードにさせていただくようお願いいたします。
なお、この会議は農業委員会等に関する法律第32条に「総会は公開する」旨規定されておりますので、傍聴の希望があれば原則入室の許可をするものいたします。

事務局 傍聴者はありません。
なお本日の委員会は、農業委員定数14名中13名の委員が出席とのことで、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する定足数に達しておりますので、本日の議事は成立していることをご報告申し上げます。
また、推進委員は6名中6名の委員が出席されておりますので、併せてご報告申し上げます。

議 長 本日、ご審議をしていただく案件は15件、ご報告申し上げます案件は4件となっております。
署名委員は、峯芝委員と小西委員です。
最後まで、よろしくお願い申し上げます。
それでは議案第11号案件を議題とします。まず、事務局から議案の朗読をお願いします。

事務局 議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請書について

【1番案件 朗読】

なお議案第11号の全ての案件における農地法第3条第2項各号の判断については、お手元の別添調査書のとおり、いずれも該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上でございます。

地区委員 それでは議案第11号1番案件につきまして、ご説明させていただきます。

【場所説明】

現地には3月28日に所有者と譲受人の方立会いの下で行きました。

普段から●氏が草刈り等の管理をしていて、土地の整理をしようということで所有権移転をするという話だそうです。機械は持っていないようですし、鍬等を

使って耕すということですが、管理面から見ても●●●氏にさせていただくのがいいかなと私は考えております。

以上よろしくご審議お願いします。

議長 ありがとうございます。皆さんからのご質問、ご意見を求めます。

委員 農業をするから農地として売買するのに、その程度で農作業をしていると認めていいのかどうかお聞かせください。前にも傾斜地のところは農地ではなくしてから所有権移転していただく案件があったと思うのですが。

事務局 シイタケの栽培をするのに利用される土地という位置づけです。

委員 ではシイタケを作っておられる農業ということでいいですね。

委員 普通の畑を耕すという農業ではなく、シイタケ栽培の補助として使っておられて、隣接している周囲の土地も●●●氏の土地になっています。

委員 所有者と譲受人はどんな関係ですか。

委員 遠い親戚にあたるのだと思います。

委員 ●氏はおいくつぐらいの方なんですか。

委員 80歳手前の70代ぐらいの人です。ドングリを植えたのが20歳ぐらいの頃とのことで、斜面の部分でも畑をしていたようですが、土砂崩れ等で斜面になってしまっているとのこと。

委員 その周辺は畦もなく、山ですか。

委員 畑になっている部分は平たく、昔は作物を作っていたようですが、今は一面木を植えてシイタケを栽培しておられます。当該土地の上に●●●につながる水道の遺跡があり、山の斜面に水路を作ってその下に開墾した土地の一部と思われる。

委員 現況は畑ではないが、畑として残っているのは、市の地形の特性上、多い。委員からの最初の質問の趣旨は、細い谷あいでも田畑やスギ、ヒノキを植えている土地が多く、今後も似たような事案が増えていくと思うが、今後も出てきた場合どうするかということか。

委員 農業をするから農地としての売買を認めても問題なしと法律上規定しているが、畑ではないとか、農業はしないとかの話をされると、賛成できない話になってくるので、農業をできない土地になっているのであれば農業委員会の立場として認めるのはよくないと思います。

以前、崖地が混じっていた土地の所有権移転の案件があった際に、崖部分では農業はできないとおっしゃっていたので、その部分だけ外して農地ではないと判断したうえで所有権を移転してもらうことにしたことがありました。

今回は、農地としてシイタケの栽培をやっていくことで間違いはないかということを確認したうえでないと賛成しがたいと思い、確認しました。

事務局 山林化した農地の取扱いは難しいところではありますが、国の文書などによると、農地に木が生えていて、伐採して畑に戻すのが困難な場合は基本的に非農地判断をするといった内容が書かれています。ただ、今回は地区委員から説明があったように、木は生えているものの、シイタケを育てている土地ということで、他自治体でもシイタケ栽培している土地は農地として認めているところがあります。そのため、単なる山林ではなく、シイタケ栽培のための土地ということで事務局としても農地としての利用がされていると判断しました。

委員 現状、木は生えていないが放置された状態で、登記地目は畑になっているところをもう一度畑としてやり直していただきたいというのは難しい。なので、今後どうということされますかなどといった聞き方をして、提案したりしながらやっていくことになるのではないかと。果樹を植えても、ちゃんと管理できるかは疑問に思う。

委員 農地として効率的に利用できるかどうかを議論して決めるのであって、利用できるなら認められなければ許可してはいけないので、認めないとかわいそうだといいことで判断してしまうと、皆さんが責任を問われることになってしまいます。なので今後どうするかということで、今回はシイタケ栽培、今まで果樹栽培も何度かあって、効率的に農地を利用できないと分かっているうえで認めてしまうと、市としても責任を問われてしまうので、適切な判断が必要です。

委員 今後もしこういった内容のものは出てくると思うが、受理してしまっているものを取り消すのは可能なのか。

委員 報告案件ではなく審議案件なので、許可される、されないは両方ありえます。

委員 この件に関しては、シイタケ栽培を今後されるということなので、許可するには栽培できるようにきれいに整えていただいて、農地として認められるようにし

ていただきましたら許可します、というように条件付きで承認しないとイケない
んではないでしょうか。確認して約束事項が守られていなかったら取り消します
といった運用にするのはいかがでしょうか。

事務局 現時点で譲受人の方のお話を聞いて、今後は農地として管理してくださることを期待していったん許可をして、それっきりでなく毎年の農地パトロールで3条許可の案件はその後の状況を地区の委員の皆様を確認いただいて、期待どおりの管理がされていなければ改善を求めていくこととなります。許可時に譲受人から説明があったとおりの利用がされているかは今後も農業委員会として確認はしていけないとイケないと考えております。

委員 現状はクヌギの木を切って、どのくらいの規模で原木栽培しているのか。

委員 そんなに大きい規模ではないが、木を立ててきちんとやっている。

委員 それであれば農業をやっていると言えるのではないか。

委員 野菜を植えたりするには機械を上げられないが、シイタケ栽培であれば人が通るぐらいの道はあるので問題ない。

委員 農地としてシイタケ栽培をするということで、周辺の土地で行っているシイタケ栽培の一部として間違いなければ、私としては決議に移っても大丈夫です。

議長 他にご意見ありませんか。

(なしの声あり)

議長 ご意見がないようでしたら、本案件については承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本案件については、承認することと決しました。次、議案第11号2番案件の朗読をお願いします。

事務局 【2番案件 朗読】

地区委員 それでは議案第11号2番案件につきまして、ご説明させていただきます。

現地の写真を回しますので併せてご確認ください。立会いは、3月24日曜日10時から譲受人と譲渡人の立会いのもとで、現地調査を実施しました。

【場所説明】

申請地は従来から譲受人が一部借りて耕作をしていました。譲渡人の後継者問題で、規模縮小することのことで、耕作してもらっていた●●氏に譲り渡すとのことで回覧している写真の場所で現地確認をしました。

●●●●●と●●●●●の土地は、現状どこが境界か分からず、耕作の形跡はあったが、放置状態になっており、今後どうするのか尋ねたところ、ウメなどの果樹を植えるとのことでした。日当たりも悪いので、良いものはできないのではないかという話はしました。

●●●●の土地に関しても、イノシシの住処のようになっており、かなり手を加えないといけない状態でした。前述の3筆は繋がった土地であることは確認できまして、一帯で果樹を植えるとのことでした。

●●●●の土地では、サトイモなどを耕作しており、これからはカボチャも植えてみたいとのことでした。耕作部分の周りの少し荒れた土地には、ウメやユズを植えるとのことで、日当たりもいいので耕作ができる状態です。

譲受人は、小作していた土地を贈与されて現在の耕作面積になっており、昨年譲り受けた土地もきれいに耕作されているので、問題なく任せられると思います。また、譲受人には農地法3条の説明をコピーしたものをお渡しし、所有権移転した以上、耕作を条件にきっちり農業経営を行うようお伝えしました。

以上よろしくご審議お願いします。

議長 ありがとうございます。皆さんからのご質問、ご意見を求めます。

委員 田としてではなく、畑としての利用になるのか。

委員 畑作になります。水利がなくて、下の谷側に川はあるものの、そこから引いて田んぼをしたりはできない状態です。

委員 ●●氏は何歳ぐらいか。

委員 70歳ぐらいです。

委員 申請地の周りは木が生えているが、果樹を植えることで間違いないのか。

委員 周りは山になっていますが、果樹を植えるなど言うことはできませんので、果樹を植えるということで約束しました。

議 長 他にご意見ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご意見がないようでしたら、本案件については承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案件については、承認することと決めました。次、議案第11号3番案件の朗読をお願いします。

事務局 【3番案件 朗読】

地区委員 それでは議案第11号3番案件につきまして、ご説明させていただきます。

【場所説明】

4月5日に譲渡人と譲受人の立会いの下、現地調査を行いました。当事者同士は親戚関係で、●●氏のところから●●氏の奥様が嫁いだとのこと。●●氏は、当該土地を財産分けでもらったものの、耕作には関わっていないようで、譲受人の●●氏が手入れをしてきたそうです。●●氏は周辺に●筆ほど土地をお持ちで、この土地だけ●●氏の名義になっていました。●●氏は高齢で耕作経験もないため、●●氏に返しますとおっしゃっていました。

●●氏がお持ちの周辺の●筆の土地ではブドウを育てるハウスが建てられており、今回申請の土地もブドウ栽培の一部として使っておられます。きれいに草刈りをして、ブドウを植えておられますし、近隣に迷惑をかけることもなく、実質そういう形で利用されているので、私の調査では問題ないと判断しました。

以上よろしくご審議をお願いします。

議 長 ありがとうございます。皆さんからのご質問、ご意見を求めます。

(なしの声あり)

議 長 ご意見がないようでしたら、本案件については承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案件については、承認することと決めました。次、議案第11号4番案件の朗読をお願いします。

事務局 【4番案件 朗読】

地区委員 それでは議案第11号4番案件につきまして、ご説明させていただきます。

【場所説明】

3月29日に代理人の●●●●である●●氏を中心に立会いを行いました。譲受人の●氏は●●にある「●●●●●●●●」を運営する中心人物で、90歳近いですが、元気に農業経営をされています。譲渡人の●●氏は80代ですが、高齢で日常的に管理ができないということでした。

●氏はここで水稻を作られるとのこと、今まで水稻も作っておられるとのことでした。●●●●した一帯の土地は、ほとんどが水稻なので、景観から見てもいいかなと考えております。放置すると草が生えて荒れてしまうので、●氏に任せるのがいいかなと私は考えております。

以上よろしくご審議お願いします。

議長 ありがとうございます。皆さんからのご質問、ご意見を求めます。

委員 ●氏は高齢だと思いますが、実際の農業は誰がされるのか分かれば教えていただけますか。

委員 今も親戚の若い方に手伝ってもらっているようでした。

委員 今回の土地の周辺にも何枚か田を買って作っておられます。その際2、3人来て集団で耕作していました。

委員 確か甥っ子と聞きました。

議長 他にご意見ありませんか。

(なしの声あり)

議長 ご意見がないようでしたら、本案件については承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本案件については、承認することと決しました。次、議案第12号を議題とします。議案第12号の1番案件の借り手は、●●委員本人ですので、農業委員会等に関する法律第31条第1項（議事参与の制限）の規定により自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について

はその議事に参与することができないため、本議案審議の間、退席を求めます。

(●●委員退席)

議 長 それでは事務局から議案の朗読をお願いします。

事務局 議案第12号 農用地利用集積計画の作成について

【1番案件 朗読】

今回から、利用集積計画の作成についても3条許可と同様に審査基準についての説明資料をお配りしております。お手元の農業経営基盤強化促進法調査書をご覧ください。

なお、今回諮問があった案件は、すべて農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）により、経過措置として適用される改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の従事日数などの許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上でございます。

農林課 議案第12号1番案件について、ご説明させていただきます。

本件につきましては、借り手である●●氏が経営規模拡大のため貸し手である●●氏との間で5年前に設定されました利用権について、その契約を更新するために申請されたものであり、今回が初めての更新となります。

借り手の●●氏は、現在●●、●●●地区において、水稻や果樹類を中心とした農作物を生産している農家であります。収穫した作物は主にご自身が経営されている商店にて販売しておられます。

また、本市において農業経営改善計画を認定された国版認定農業者であり、今後も更なる経営規模の拡大を図っておられる中核的担い手農家であります。

一方、貸し手の●●氏におかれましては、耕作者が●●氏以外におらず経営規模の縮小を考えておられ、当該農地についても引き続き●●氏に任せたいという意向を持っておられます。

以上、本件諮問の趣旨をご理解のうえ、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

地区委員 それでは、議案第12号1番案件について、ご説明させていただきます。

【場所説明】

5年前の初回の際に立会いをしておりますので今回立会いはしていません。

貸し手の●●氏は、旦那さんが早くに亡くなっておられ、誰かに頼まないことや

っていけないとのことで、農業委員の●●氏が借りておられるので何の心配もないと考えています。今回の申請地の横の道をよく散歩するのですが、きちんと耕作しているのを毎度確認していますので、安心して任せられると思います。

ただ、●●●の西地区は道路の開発が進められていて、区画整理事業にかかっているのです、5年ぐらい経つと、造成が始まっているかもしれません。

以上よろしくご審議お願いします。

議 長 　　ただいま、農林課と地区委員から説明がありました。皆さんからのご意見、ご質問を求めます。

（なしの声あり）

議 長 　　ご意見がないようでしたら、本案件については承認としてよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

議 長 　　ご異議なしと認めます。よって、本案件については、承認することと決しました。

（●●委員着席）

議 長 　　次、議案第12号2番案件の朗読をお願いします。

事務局 　　【2番案件 朗読】

農林課 　　議案第12号2番案件について、ご説明させていただきます。

本件につきましては、借り手である●●氏と貸し手である●●氏との間で3年前に設定されました利用権について、その契約を更新するために申請されたものであり、今回が2回目の更新となります。

借り手の●●氏は、貸農園での耕作を20年程度続けられた後、平成29年度の7月に羽曳野市にある農業大学の「短期プロ農家養成コース入門コース」を修了され、農業委員会と連携して推進しておりました「河内長野市農用地利用集積支援制度」を活用しまして、6年前に農業経営を開始されました。

当該農地では、無農薬でハクサイ、レタス、ダイコンなどの少量多品目の野菜を作付けされており、できた作物については、あすかてくるで河内長野店やあぐり河内長野へ出荷しておられます。

一方、貸し手の●●氏は、市外在住に加えて、兼業により農地管理が困難なため、引き続き、●●氏に当該農地を任せたいという意向を持っておられます。

以上、本件諮問の趣旨をご理解のうえ、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

地区委員 それでは、議案第12号2番案件について、ご説明させていただきます。

【場所説明】

今回で2回目の更新ということで、当事者同士の立会いは行っておりませんが、私が4月7日に現地確認に行きました。たまたま●●氏が畑を耕していきまして、春野菜の作付けを準備されていまして、耕作可能な農地を研究して作付けをしたり、有機栽培による無農薬野菜の研究を前向きに取り組んでおられるとのことでした。

貸し手の●●氏については●●●が本業で、●●●●の宮司さんでもありまして、非常にたくさんの仕事をされておられる方で、農地の管理まで手が及ばないとのこと、引き続き●●氏に任せたいとのことでした。

以上よろしくご審議お願いします。

議 長 ただいま、農林課と地区委員から説明がありました。皆さんからのご意見、ご質問を求めます。

(なしの声あり)

議 長 ご意見がないようでしたら、本案件については承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案件については、承認することと決しました。次、議案第12号3番案件の朗読をお願いします。

事務局 【3番案件 朗読】

農林課 議案第12号3番案件について、ご説明させていただきます。

本件につきましては、借り手である●●氏と貸し手である●●氏との間で5年前に設定されました利用権について、その契約を更新するために申請されたものであり、今回が2回目の更新となります。

●●氏におかれましては、平成23年3月末に一般企業を退職され、その後は専業農家である父親のもとで、農業に関する知識と管理技術を学ばれ、同じ●●地区において正式に農地を借り受け、本格的に農業経営を始められました。現在●●地区を中心に約●反の農地を耕作、主に水稻と野菜類を作付けし、できた作物につきましては市内外の直売所へ出荷されておられます。今後も更なる経営規

模の拡大を図っていきたい意向をもっておられる認定農業者であります。

一方、貸し手の●●氏は元々●●町在住でありましたが現在は市外に住んでおられること、また高齢ということもあり農地の維持管理が難しいということから、当該農地について引き続き●●氏に任せたいという意向を持っておられます。

以上、本件諮問の趣旨をご理解のうえ、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

地区委員　それでは、議案第12号3番案件について、ご説明させていただきます。

【場所説明】

3月は雨が非常に多かったですが、●●氏は、水が引くのを待ちかねたように畝を作り、作物を植えて、それを奥様が収穫していくという流れで耕作されています。現在は、この場所でタマネギが植わっています。昨年までは水稻をされておられましたので、その後、また水稻をされると思います。

●●氏は、数多くの土地を借りて農業をされておられますが、大半は露地栽培で野菜を作っておられます。ハウスも一つありますが、苗を栽培するところとして使用されておられます。野菜作りに熱心な一家ですので、この案件についてもご協力をお願いしたいと思っています。

以上よろしくご審議お願いします。

議　長　　ただいま、農林課と地区委員から説明がありました。皆さんからのご意見、ご質問を求めます。

(なしの声あり)

議　長　　ご意見がないようでしたら、本案件については承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議　長　　ご異議なしと認めます。よって、本案件については、承認することと決しました。次、議案第12号4番案件及び5番案件の借り手は、●●委員本人ですので、農業委員会等に関する法律第31条第1項（議事参与の制限）の規定により自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項についてはその議事に参与することができないため、本議案審議の間、退席を求めます。

(●●委員退席)

議　長　　それでは事務局から議案の朗読をお願いします。

事務局 【4番案件 朗読】

農林課 議案第12号4番案件について、ご説明させていただきます。

本件につきましては、●●氏が農業経営規模を拡大するために、貸し手である●●氏との間で新たに利用権を設定するものであります。

まず、借り手の●●●●氏につきましては、退職を機に本格的に農業に従事されるようになり、現在は国版認定農業者として、市内の各地域において主に水稻を生産されております。

また、水稻の裏作として野菜類を、さらにミカンをはじめとした果樹類も多く栽培されておられます。

なお、今回の農地では、水稻の作付けを計画されており、収穫した米については農協や直売所への出荷を予定しております。

一方、貸し手の●●氏につきましては兼業ということもあり耕作経験がなく、これまで別の農家が長年にわたり耕作されてこられました。しかし、その農家が昨年急にお亡くなりになられたため、当該農地については引き続き貸し付けを希望され、●●氏に任せたいという意向を持っておられます。

以上、本件諮問の趣旨をご理解のうえ、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

地区委員 それでは、議案第12号4番案件について、ご説明させていただきます。

【場所説明】

立会日は2月27日、立会者は借り手の●●氏と貸し手の●●氏、農林課と農業委員会でございます。借り手の●●氏は、退職を機に、本格的に農業規模を拡大し、市内の各地域において水稻を中心に生産されておられます。また、裏作には、タマネギや果樹を栽培されておられます。収穫した米については一部を農協へ、果樹についてはあすかかてくるで直売所へ出荷されております。

一方、貸し手の●●氏につきましては、兼業農家ではありますが、農業経験がなく、これまで別の農家の方が長く耕作を続けておられましたが、昨年その方が急死されました。引き続き耕作をお願いしたいということで、今回、●●氏に任せたいという意向を持っておられます。

以上よろしくご審議お願いします。

議長 ただいま、農林課と地区委員から説明がありました。皆さんからのご意見、ご質問を求めます。

(なしの声あり)

議長 ご意見がないようでしたら、本案件については承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本案件については、承認することと決しました。次、議案第12号5番案件の朗読をお願いします。

事務局 【5番案件 朗読】

農林課 議案第12号5番案件について、ご説明させていただきます。

本件につきましては、●●●●氏が農業経営規模を拡大するために、貸し手である●●●●氏との間で新たに利用権を設定するものであります。

まず、借り手の●●●●氏につきましては先ほども説明させていただいたとおりであり、今回の農地では、主に水稻の栽培を計画されており、できた米については農協や直売所への出荷を予定しております。

一方、貸し手の●●●●氏につきましては、耕作者が不在であり、また高齢のため農地の日常管理が困難であることから、当該農地を●●●●氏に任せたいという意向を持っておられます。

以上、本件諮問の趣旨をご理解のうえ、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

地区委員 それでは、議案第12号5番案件について、ご説明させていただきます。

【場所説明】

貸し手の●●●●氏ですが、昨年7月にご主人が亡くなられて、田植えも全部済まされて亡くなられました。私が初めてお伺いさせていただいたのは昨年9月27日で、貸し手の●●氏と借り手の●●氏とお話しさせていただきました。その時は、土地が小さく段差があるので、借り手の●●氏の持っている機械ではすぐに回らないといけません。また、段差を解消するためには、莫大な労力がかかるので、借り手の●●氏自身は消極的でした。お二方は、お知り合いで、他に借りてもらっている案件もあることから、●●●氏が●●氏に借りてくれないかと思っておられたようです。今、お話ししたような理由はあるのですが、しょうがないということで借りてもらうことになりました。このまま放置しておけば●●●氏自身が全く農業をしたことがありませんので、ご主人が植えた田んぼを●●氏に刈り取ってもらって、その後植えようかということになったところなんです。この土地はほ場整備をしたところですので、周りも野菜や水稻を作っておられます。●●●氏が単独で維持管理ができない状況と思われるので、●●●●氏が協力してくれるということで、お任せすることが一番適切であると思います。

以上よろしくご審議をお願いします。

議 長 ただいま、農林課と地区委員から説明がありました。皆さんからのご意見、ご質問を求めます。

委 員 水稲をされるのですか。

地 員 水稲をされると聞いています。裏作でタマネギも植えようかと。

委 員 小さい農地もですか。機械も入れるのですか。

委 員 全部を借りてくれということです。ほ場整備されたところは横までは入れます。

議 長 他にご意見等はございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご意見がないようでしたら、本案件については承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案件については、承認することと決しました。

(●●委員着席)

議 長 次、議案第12号6番案件の朗読をお願いします。

事務局 【6番案件 朗読】

農林課 議案第12号6番案件について、ご説明させていただきます。

本件につきましては、借り手である●●氏が農業経営を開始するために、新たに利用権を設定するものであります。

借り手である●●氏については、農林課が実施している「河内長野市農業研修講座」を令和5年度に修了されました。

その後、市内で貸し付け希望が出ていた農地を複数回り、アクセスや水の得やすさなどから当該農地を借り受けることとなりました。

当該農地では野菜類の栽培を計画しており、収穫した農産物はあすかてくるで河内長野店等の市内直売所に出荷する予定です。

一方、貸し手の●●氏は高齢のため農地の日常管理が困難であり、●●氏に当該農地を任せたいという意向を持っておられます。

以上、本件諮問の趣旨をご理解のうえ、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

地区委員 それでは、議案第12号6番案件について、ご説明させていただきます。

【場所説明】

3月8日に●●氏と●●氏にお会いし、現地を確認させていただきました。この農地は近くの住宅地にお住まいの方が借りておられたのですが、入院されたということで維持管理ができなくなり、今休耕状態でした。

貸し手の●●氏は、3年前にご主人がなくなられ、今はこの●●●の●●地区にお住まいではなく、市内の●●町に移住されました。80代で高齢であることから、引き続き誰かに借りてほしい、探してほしいということで市の方に申出をしていたところ、令和5年度の河内長野市農業研修講座を修了した●●氏がここを希望されたということです。

●●氏は、●●●にお住まいの31歳の方で、仕事をしながら、朝晩、休日を利用して農業経営を始めたいと意欲的な方です。ご自宅からも数分の距離でありますし、若くて体力もおありと思いますので、初心者の方にはちょうど適当な広さだと感じております。

●●氏は幸運にも前に借りておられた方から草刈り機や管理機を貸していただけることになりましたし、●●家の小屋もどうぞ使ってくださいということで、農機具や小屋を使わせていただくことになりました。水は、水路が壊れていて使えないのですが、●●さんが前に住んでおられた家の雨どいから水をためて使っているということですので、水の確保も何とかできそうです。また、細いですが生活道路に面しているので、作業も収穫物の運搬もしやすいという恵まれた環境です。うまく利用してやっていただければと思います。

以上よろしくご審議をお願いします。

議長 ただいま、農林課と地区委員から説明がありました。皆さんからのご意見、ご質問を求めます。

委員 水路が壊れてなくなっているとのことですが、水利組合はないのですか。

委員 もう数年前に解散して、なくなりました。

議長 他にご意見等はございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご意見がないようでしたら、本案件については承認としてよろしいでしょうか。

 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案件については、承認することと決しました。次、議案第12号7番案件及び8番案件は関連いたしますので一括して朗読をお願いします。

事務局 【7番及び8番案件 朗読】

農林課 議案第12号7番案件について、ご説明させていただきます。

 本件につきましては、●●氏が農業経営を開始するために、河内長野市農用地利用集積支援制度を活用して新たに利用権を設定するものであります。

 借り手の●●氏は、農林課が主催する河内長野市農業研修講座を令和5年度に修了された後、●●地区を中心に農地を探し、貸付希望があった当該農地を借り受けることとなりました。

 現在は●●にお住まいですが、当該農地まで通作可能な範囲であります。

 また、奥様のご実家が河内長野市にあり、●●氏自身も河内長野市の自然豊かな環境を魅力に感じているため、市内への移住を目指して物件探しを行っているところです。

 当該農地では、野菜類の栽培のほか、一部を水田としてマコモや水稻の栽培を行う計画であり、生産した農産物は、主にあすかてくるで河内長野店等の市内直売所に出荷する予定です。

 隣接する農地では、8番案件でご意見をいただく同じく令和5年度に農業研修講座を修了された●●氏が同時に営農を開始する予定であり、お互い協力しながら営農する意向です。

 一方、貸し手の●●氏は高齢のため農地の日常管理が困難であり、●●氏に農地の管理を任せたいという意向を持っておられます。

 なお、地主の自宅が当該農地に隣接しており、敷地内の農業用倉庫やその中にあるトラクター等の農業機械も使用して構わないとのことでした。

 続いて、議案第12号8番案件について、ご説明させていただきます。

 本件につきましては、●●氏が農業経営を開始するために、河内長野市農用地利用集積支援制度を活用して新たに利用権を設定するものであります。

 借り手の●●氏は、●●氏同様に農林課が主催する河内長野市農業研修講座を令和5年度に修了された後、●●地区を中心に農地を探し、貸付希望があった当該農地を借り受けることとなりました。

 当該農地では、主に野菜類の栽培を行い、生産した農産物は、主にあすかてく

るで河内長野店等の市内直売所に出荷する予定です。

また、●●氏は罫の狩猟免許を取得されており、有害鳥獣の捕獲にも関心を持っておられます。今後●●町で捕獲に従事されている認定農業者の下で狩猟について学んでいく予定であり、将来的に農作物被害軽減にも力を発揮していただけるものと考えております。

貸し手の●●氏については、7番案件でご説明したとおりです。

以上、本件諮問の趣旨をご理解のうえ、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

地区委員 それでは、議案第12号7番案件及び8番案件について、ご説明させていただきます。

【場所説明】

借り手のお二方は市農業研修講座を令和5年度に修了されまして、適当な土地を探しておりまして、●●氏とマッチングできたということでございます。

●●氏の家の下に倉庫がありまして、中にはトラクター、田植え機、バインダー、草刈り機等いろいろありまして、●●氏や●●氏は新規就農される方がそろえなければいけないところ、そのまま使わせていただけることになりまして、初期投資は楽になると考えています。土地の形状等から、●●氏の方は楽に農機を使用できるのですけれども、●●氏は難しい状況です。研修講座を2人同期で卒業されていますので、農機を使うときは二人で協力し合ってやるよう言っておきました。●●氏は水田やマコモダケを、●●氏は畑作を中心に、家の横は水稲も作れるのですけれども。水は、山の上の谷の水が流れています。それが少なくなれば石川からポンプアップできると思いますし、●●氏の方は問題がないですけれども、●●氏は畑作中心になるかと思えます。あすかてくるでに出荷するときはニンジンとか中心にしたらいいのではと言いました。ニンジンは作りやすいし、需要がいくらでもありますので。新規就農の方に頑張ってもらいたいとは私と考えておりますと思えます。

●●氏は高齢ですし、若い人が維持管理してくれればと考えておられます。

以上よろしくご審議お願いします。

議長 ただいま、農林課と地区委員から説明がありました。皆さんからのご意見、ご質問を求めます。

委員 マコモダケというのはタケノコみたいに売るのですか。

委員 剥いて食べるのですが、今あすかてくるでに出荷している方は千早赤阪村の方ですが、まだあまり出ていません。形は、実がないトウモロコシのような形です。

委員 お二方共に倉庫があって農機具を貸してもらえるとということですか。

委員 そうです。トラクターもきれいに整備しておいてあります。

議長 他にご意見等はございませんか。

(なしの声あり)

議長 ご意見がないようでしたら、本案件については承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本案件については、承認することと決しました。それでは、議案第13号の朗読と説明を事務局からお願いします。

事務局 議案第13号 公共事業の施行に伴う廃土処理に係る農地転用の申出について

【案件 朗読】

それでは、事務局から説明をさせていただきます。

公共事業の施行に伴う廃土処理に係る農地転用の申出についてご説明させていただきます。本件は、河内長野市長が、南花台中央公園整備事業に伴う土石捨て場として高向・上原土地区画整理事業区域内の工業系業務地区予定地を選定し、土石を処理するものです。

【場所説明】

当該ゾーンの農地約7万5千平方メートル、151筆に土石を入れる予定です。

これにより、農地が転用されますので、通常は農地法第5条の許可が必要となるわけですが、今回の事業は、農地法第5条第1項第7号及び農地法施行規則第53条第5号の規定により、許可不要となります。

しかしながら、「公共事業の施行に伴う廃土処理及び廃土処理に伴う農地転用について」という国からの通知がありまして、許可はいりませんが、農業委員会の意見書を付し、大阪府に協議するよう指導されております。

意見書をご覧ください。

農地区分は、土地区画整理事業地内ですので、第3種農地と判断します。

また、南花台中央公園整備事業に伴う土石の捨て場のための転用であり、土量に対して申請面積等が適正であると認められます。

土石の捨て場は、当該区域以外に、事業の目的を達成する場所がなく、土地区

画整理事業完了後は、農地としての利用が行われる予定がないため、この事業により、実質上、農地が一切減少することがないと判断します。このため、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼさないと認められるため、許可相当と判断します。

なお、1億円ほど市歳出削減となります。

続きまして、南花台中央公園整備事業について政策企画課から説明します。

政策企画課 （仮称）南花台中央公園整備事業についてご説明します。

南花台1号線を挟みまして、左側がAゾーン、サッカースタジアムを含む公園となっております。右側がBゾーン、メインが公園となっております。Aゾーン及びBゾーン併せて都市公園として公告をする予定でございます。

計画の概要ですが、南花台三丁目、当初URの団地があったところの一部解体されたところを一部河内長野市で購入しまして、そちらになでしこリーグの女子サッカーチームスペランツァ大阪というサッカーチームのホームスタジアムを作ることとなっております。Aゾーンの敷地面積は約2万7千平方メートル、Bゾーンが1万平方メートルありまして、工事が始まりますと、その両方のゾーンから約6万立方メートルを超える土を最初に搬出する予定でございます。それ以外、こちらの概要には公園づくりの考え方、当初の基本計画の位置付け等を載せさせていただいております。公園ができる事業スケジュールですが、右下の7で、先行してBゾーンは令和7年4月オープンの予定です。着工は3ヶ月後の令和6年7月となっております。Aゾーンは令和8年7月に完成オープン予定となっております。簡単ではありますが、概要は以上となります。

議長 ありがとうございます。皆さんからのご質問、ご意見を求めます。

委員 パーキングですが、車は何台くらい入れるのですか。

政策企画課 すべて入れますと120台くらいです。

委員 120台では足りないのではないですか。

政策企画課 試合がある日は年間十数試合予定があるのですが、誘導員を立ててこちらへ入れていただくのですけれども、残り不足は●●●●の南花台の方にもご協力いただいてという形をとらせていただくよう考えています。

委員 南花台の土を図面のところにもって来られるということですが、土の安全性の確保というのはどういう方法で。例えば土壌検査をすとか対策は。

都市整備課 それにつきましては、河内長野市と高向・上原土地区画整理組合で協定を締結しておりまして、市の方で検査をした土を協定に基づいた適合する土を入れるということで協定が結ばれています。

委員 ということは、土壌検査をするということですね。

都市整備課 はい、そうです。

委員 緑のゾーンが産業用地の部分で残土を入れるのですね。農地転用とはどういうことですか。

委員 今ここは農地なのですけれども、区画整理が終われば農地でなくなる土地です。その造成に先ほどのサッカースタジアムの土砂を使って、廃棄処分の費用も出なくなり、こちらの費用の足しにもなるので効果がある。今時点は農地であるので、区画整理事業後は農地でなくなる予定ではありますが、農業委員会に関係があるということでは。

委員 現状は農地であるから、農業委員会が承認しなければいけないということですか。

委員 意見をお聴きしますということが先ほどの説明だと思います。

都市整備課 農地法で収用法の対象事業は許可不要ということになりますが、国の通知で大阪府知事と協議するとなっております。協議に当たり農業委員会の意見をいただくということです。

委員 6万立方メートルの土を入れるということですが、これを緑のところに。後で整地されたら土を返すということではないのですね。

都市整備課 緑の箇所につきましては、造成にちょうど足りる土量で土を入れさせていただきます。

委員 6万立方メートルはダンプ何台くらいですか。

都市整備課 1日150台を3ヶ月程度になります。防災工事をして7月以降12月まで受け入れたいと考えています。

議長 他にご意見ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご意見がないようでしたら、本案件については承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案件については、承認することと決しました。暫時休憩します。

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開します。
次、議案第14号の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案第14号 河内長野市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針の改訂について

【案件 朗読】

それでは、事務局から説明をさせていただきます。

本件は、昨年6月の農業委員会で改訂をさせていただきました際、再度、集積率等の考え方を見直し、改訂を行うと説明をさせていただいていた案件です。

1 ページ目は、基本的な考え方を記載させていただいています。

2 ページ目の遊休農地の発生防止解消について、遊休農地の将来目標を0.2パーセント以下とさせていただきました。0.80haとなりますが、今年度末で0.69haが計上されています。現状維持の目標となります。

3 ページ目の担い手への農地利用の集積・集約化について、集積率を現状の14.3パーセントから30パーセントにするという目標を立てさせていただいています。集積率についてですが、2月農業委員会で農林課から説明がありました農業経営基盤強化促進基本構想と同じ数字でございます。2月委員会では、集積率のカウントされる担い手の考え方については、大阪府に確認しているところとお話ししていましたが、国版認定農業者だけでなく、基本構想水準到達者、今後育成すべき農業者や企業など大幅に拡大されました。国版だけだと6.1パーセントとなりますが、今ご説明した担い手の集積率が14.3パーセントで30パーセントが目標値ということです。

次に3ページ中ほど新規参入の促進についてですが、従前からの目標である年間3人を掲げております。十年間で30人増やす目標です。令和5年度は3人、令和4年度は8人、令和6年度は今月の議案で3人という状況です。

最後に、4ページ目中ほどに地域計画に基づく農業委員会の役割を「地域計

画」の目標を達成するための役割として記載しております。

2月農業委員会のときに話題となっております集積率の分子分母の考え方で、分母は地域計画内の農地に生産緑地を加えた面積、分子は利用集積の面積に都市農地の賃貸借の面積を加えた面積となります。

以上よろしくご審議お願いします。

議長 ありがとうございます。皆さんからのご質問、ご意見を求めます。

(なしの声あり)

議長 ご意見がないようでしたら、本案件については承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本案件については、承認することと決しました。次、議案第15号の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案第15号 令和6年度最適化活動の目標の設定等について

【案件 朗読】

それでは、事務局から説明をさせていただきます。

令和6年度最適化活動の目標の設定等について、説明をさせていただきます。

1ページ目は農業委員会の現状と農家、農地等の概要を統計等から数字をひらってきております。

2ページ目をご覧ください。

最適化活動の目標ですが、集積率ですが、先ほどの指針改訂でご説明させていただいたとおり、15年3月末に30パーセントとしております。

今年度の目標は、3haで、集積率15パーセント弱としております。

遊休農地の解消ですが、草刈りをすれば耕作ができると考えております緑区分の遊休農地0.43haのうち0.1haの解消を目指します。

草刈り等では直ちに耕作することはできないが、基盤整備事業の実施など農業的利用を図るための条件整備が計画されている黄色区分の農地、これは石仏の遊休農地でございますが、ほ場整備等により解消を目指しております。

新規参入者は、先ほども申しましたとおり、従来どおり年3人としておりまして、R5年度は3人、前年度の8人から減少していますが、今月の利用集積で、3人の方が就農されておられるという状況です。

最適化活動の日数ですが、昨年と変わらず、月6日としております。令和5

年度は、11ヶ月の平均では月5日を少し下回っている状況です。

活動強化月間の目標は、例年どおり農地パトロールを中心に、8月、9月、11月と記載しております。

新規参入者の就農相談ということで、一昨年は●●委員、昨年は●●委員に農業研修講座に来ていただきましたが、今年も同様にどなたか来ていただいてご指導をお願いしたいと考えております。

以上、よろしくご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。皆さんからのご質問、ご意見を求めます。

(なしの声あり)

議長 ご意見がないようでしたら、本案件については承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本案件については、承認することと決しました。

これで審議案件15件は終了しましたので、報告案件に入りたいと思います。

本日も報告申し上げます案件は、4件でございます。

ご質問ご意見につきましては、報告案件終了後に一括して承りたいと存じます。

報告第9号の朗読と説明をお願いします。

事務局 報告第9号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

【案件 朗読】

なお、対象地につきましては、市街化区域内の農地であることから、農地法第4条第1項第7号により届出を出されたものであり、本届出については、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の(2)に基づき、届出書に添付すべき書類が添付されている等要件を満たすため、受理するものです。

以上です。

議長 次に、報告第10号3案件続けて朗読と説明をお願いします。

事務局 報告第10号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について

【1番から3番まで案件 朗読】

なお、2番案件は、1番案件の分譲宅地の区画に隣接しておりますが、譲渡人から直接親族の譲受人に譲渡する目的のため、分譲宅地を含めず別案件となっております。

また、1番案件から3番案件までの対象地につきましては、すべて市街化区域内の農地であることから、農地法第5条第1項第6号により届出を出されたものであり、本届出については、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の(2)に基づき、届出書に添付する書類が添付されている等要件を満たすため、受理するものです。

以上です。

議 長 以上、報告案件について、皆様のご質問、ご意見を求めます。

(なしの声あり)

議 長 ご意見がないようでしたら、これを持ちまして、本日の審議案件と報告案件を終了させていただきます。

河内長野市農業委員会に関する規程第18条第3項によりここに署名する。

議 長	垣 内 俊 夫	
署名委員	峯 芝 謙 次	
署名委員	小 西 康 之	

協 議 会

協議事項

- ① 5月定例農業委員会について
 開催日 令和6年5月9日（木）午後1時30分から
 場 所 行政委員会室
- ② 河内長野市農業委員会だより第142号あぐりんについて
- ③ 活動記録カードについて
- ④ その他

令和6年4月定例農業委員会出欠状況

【農業委員14名・推進委員6名】

番号	氏名	委員・役職名	出欠状況	備考
1	峯芝 謙次	農業委員・副会長	出席	議事録署名人
2	峯垣外 薫	推進委員	出席	
3	増田 勝紀	農業委員・幹事・企画編集委員	欠席	
4	小西 康之	農業委員・幹事・企画編集委員	出席	議事録署名人
5	藪本 源悟	推進委員	出席	
6	新谷 直美	農業委員・幹事・企画編集委員	出席	
7	谷口 耕一	推進委員	出席	
8	西 定彦	農業委員	出席	
9	垣内 俊夫	農業委員・会長	出席	議長
10	北谷 清一	推進委員	出席	
11	田中 一郎	農業委員	出席	
12	前田 一郎	農業委員	出席	
13	泰中 利郎	推進委員・幹事・企画編集委員	出席	
14	宗野 敏雄	農業委員・幹事・企画編集委員	出席	
15	松浦 孝次	農業委員	出席	
16	池西 一郎	推進委員	出席	
17	小澤 勝	農業委員	出席	
18	村田 洋三	農業委員・幹事・企画編集委員	出席	
19	中野 毅	農業委員	出席	
20	比嘉 一美	農業委員	出席	